

プレスリリース

平成13年10月26日
生産局畜産部飼料課

第4回農業資材審議会飼料分科会の概要について

平成13年10月26日に第4回農業資材審議会飼料分科会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

問い合わせ先：生産局畜産部飼料課
担当者 吉田、小迫、野崎
電話03-3502-8111 内線 4003,4004

第4回農業資材審議会飼料分科会議事要旨

1 日時及び場所

日時：平成13年10月26日（金）15：30～17：30

場所：農林水産省 第2特別会議室

2 出席委員（敬称略）（座長 石橋 日本獣医畜産大学客員教授）

委員：阿部 亮、石橋 晃、岡村 登、小川 絵里、竹内 俊郎
（6名） 前田 昌子

臨時委員：植松 洋子、大久保 正彦、鎌田 博、上村 尚、
（8名） 小西 良子、古谷 修、松生 彌生、渡邊 秀一

3 会議の概要

（1）事務局からの説明

事務局より、10月19日のBSE対策検討会の結果も踏まえ、鶏由来のフェザーミールやチキンミール、豚由来の血粉、血しょうたん白を豚や鶏の飼料に使用することを認める件について諮問を行った。

（2）各委員の意見

各委員から出された主な意見は次の通り

- ・豚、鶏のみに由来するものは有効に利用すべき。この場合、きちんと分別されたもののみを使用し、牛の肉骨粉が混入しないような仕組みを構築すること。
- ・豚や鶏のみ由来のたん白質であれば、牛に使用しても問題ないのではないか。
- ・フェザーミール等の製造業者や飼料会社に対して検査を行い、適正に製造使用されていることをチェックすることが必要。
- ・国内のものを解除した場合、輸入はどうするのか。
- ・鶏のフェザーミールやチキンミール、豚の肉骨粉の専用工場はどれ位あるのか。
- ・豚や鶏にはBSEは感染するのか。
- ・規制内容について農家にきちんと説明することが必要

（3）答申

フェザーミール、チキンミール、豚等由来の血粉及び血しょうたん白を用いた鶏及び豚用飼料の製造等に関する基準・規格案について審議が行われ、答申された（別記参照）。

別記

1 飼料一般の成分規格を次のように改正すること。

新	ケ 牛を対象とする飼料は、<u>ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当することについて農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲンその他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。</u> (ア)・(イ) [略] コ 牛を対象とする飼料は、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品その他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。 シ 牛以外を対象とする飼料は、<u>ほ乳動物由来たん白質（豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済血粉等」という。）を除く。）を含んではならない。</u> ス 牛以外を対象とする飼料は、<u>家きん由来たん白質（チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）を除く。）を含んではならない。</u>
旧	ケ 飼料は、ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当することについて農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲンその他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。 (ア)・(イ) [略] コ 飼料は、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品その他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。

2 飼料一般の製造の方法の基準を次のように改正すること。

新	キ ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質は、<u>牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。</u> ク <u>ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）及び魚介類由来たん白質は、牛以外を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。</u>
旧	キ ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質は、飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

3 飼料一般の使用の方法の基準を次のように改正すること。

新	カ ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、<u>牛</u>に対し使用してはならない。 キ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、<u>家畜等（牛を除く。）</u>に対し使用してはならない。
旧	カ ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、<u>家畜等</u>に対し使用してはならない。

4 飼料一般の保存の方法の基準を次のように設定すること。

- ウ 確認済血粉等及び確認済チキンミール等並びにこれらを含む飼料は、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

5 飼料一般の表示の基準を次のように改正すること。

新	イ 飼料（飼料添加物を含むもの、<u>確認済血粉等及び確認済チキンミール等並びにこれらを原料とするもの並びに飼料添加物を含まないものであつて落花生油かす、尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とするものに限る。</u>）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (7)～(エ) [略] (オ) 1の(1)に掲げる表、1の(1)のキの(7)、1の(2)のエからカ及びケに掲げる表、2の(1)のイに掲げる表及び3の(1)のイに掲げる表に対象とする家畜等が定められている飼料にあつては対象家畜等 (カ)～(コ) [略] (サ) <u>確認済血粉等若しくは確認済チキンミール等又はこれらを原料とする飼料にあつては、次の文字</u> <u>使用上及び保存上の注意</u> 1 この飼料は、牛には使用しないこと。 2 この飼料は、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。
旧	イ 飼料（飼料添加物を含むもの及び飼料添加物を含まないものであつて落花生油かす、尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とするものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (7)～(エ) [略] (オ) 1の(1)に掲げる表、1の(1)のキの(7)、1の(2)のエからカ及びケに掲げる表、2の(1)のイに掲げる表及び3の(1)のイに掲げる表に対象とする家畜等が定められている飼料にあつては対象家畜等 (カ)～(コ) [略]

農業資材審議会飼料分科会委員名簿

阿部	亮	日本大学生物資源科学部 教授
石橋	晃	日本獣医畜産大学 客員教授
石綿	肇	国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部第一室長
犬伏	由利子	消費科学連合会 副会長
植松	洋子	東京都立衛生研究所 生活科学部食品添加物研究科主任研究員
大久保	正彦	北海道大学大学院農学研究科 教授
岡村	登	東京医科歯科大学医学部 教授
小川	絵里	麻布大学獣医学部 教授
鎌田	博	筑波大学生物科学系 教授
上村	尚	東京都立衛生研究所 理化学部医薬品研究科長
川崎	靖	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター毒性部第三室長
小西	良子	国立感染症研究所 食品衛生微生物部食品毒素室長
竹内	俊郎	東京水産大学 教授
武田	明治	日本大学生物資源科学部 教授
豊田	正武	国立医薬品食品衛生研究所 食品部長
古谷	修	(財)畜産環境整備機構 畜産環境技術研究所長
前田	昌子	昭和大学薬学部 教授
松生	彌生	東京水産大学 名誉教授
渡邊	秀一	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室長
渡部	終五	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授